

大通達甲（広報）第11号
令和5年3月31日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年
電子供覧対象文書	

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警務部長

大分県警察ホームページ運用要領の改正について（通達）

大分県警察ホームページについては、「大分県警察ホームページ運用要領の制定について」（平成28年3月28日付け大通達甲（広報）第1号）により運用しているところであるが、この度、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正等に伴い、別添のとおり「大分県警察ホームページ運用要領」を改正し、令和5年4月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

（広報課広報係）

別添

大分県警察ホームページ運用要領

1 趣旨

この要領は、大分県警察が警察広報を目的として開設する大分県警察ホームページ（以下「県警ホームページ」という。）の積極的かつ適正な運用を図るため、当該ホームページの掲載基準、運用体制等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領における用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 県警ホームページ

大分県警察が公開するホームページをいう。

(2) コンテンツ

ホームページによって提供されるイメージデータ、音声データ及び文字情報をいう。

(3) 県庁内Webサーバー

大分県のホームページ全体を公開しているWebサーバーをいう。

(4) その他Webサーバー

大分県警察本部の各所属で管理している県庁内Webサーバー以外の独自のWebサーバーをいう。

(5) 大分県ホームページ管理システム

県庁LANに接続された大分県庁e-オフィスシステム端末から専用の管理画面を使用して、コンテンツを作成、公開等するシステムをいう。

3 掲載基準

県警ホームページは、大分県警察の基盤的広報媒体と位置付け、県民の安全・安心に関する情報、県民生活に必要な情報、大分県警察の施策・事業に関する情報、訓令・施策を示す通達等、大分県警察に関する情報を幅広く掲載するものとする。

4 運用体制

(1) 管理責任者等

ア 警察本部に管理責任者を置き、警務部広報課長をもって充てる。

イ 管理責任者は、県警ホームページの総括的な管理を行うものとする。

ウ 管理責任者は、警務部広報課の警部（同相当職を含む。）以上の階級にある者の中から管理担当者を指名し、その任務を補佐させるものとする。

(2) 運用責任者等

ア 運用責任者

(ア) 各所属に運用責任者を置き、当該所属の長をもって充てる。

(イ) 運用責任者は、自所属におけるコンテンツの作成及び管理を適正に行うものとする。

イ 副運用責任者

(ア) 各所属に副運用責任者を置き、警察本部にあつては次席（副所長及び副隊長を含む。）を、警察学校にあつては副校長を、警察署にあつては副署長をもって充てる。

(イ) 副運用責任者は、運用責任者の任務を補佐するものとする。

ウ 運用担当者

(ア) 各所属に運用担当者を置き、運用責任者が指名した者をもって充てる。

(イ) 運用担当者は、自所属におけるコンテンツの作成及び管理に関する事務を処理するものとする。

5 コンテンツの作成等

(1) コンテンツの作成

各所属は、県警ホームページを構成するコンテンツを県庁内Webサーバーにより作成するときは、別に定めるところにより、大分県ホームページ管理システムを使用して行うものとする。

(2) コンテンツの管理

各所属は、自所属で作成したコンテンツを県警ホームページ上に公開したときは、内容が常に最新のものとなるように努めなければならない。

(3) コンテンツに係るデータのバックアップ

各所属は、公開中のコンテンツに係るデータについて、誤ってコンテンツを削除した場合等に速やかに復旧できるよう、必ずバックアップを行うものとする。

6 コンテンツの公開等

(1) 公開等の申請

運用責任者は、県庁内Webサーバーにより作成したコンテンツの県警ホームページ上の公開又は県警ホームページ上に公開したコンテンツの更新若しくは削除（以下「公開等」という。）をしようとするときは、コンテンツ公開等申請書（県庁内Webサーバー）（第1号様式）により、管理責任者に公開等を申請するものとする。

(2) 公開等の処理

前記(1)の申請を受けた管理責任者は、各所属が作成したコンテンツを審査した上で、問題がないと認めるときは、当該コンテンツについて公開処理を行うものとする。

7 その他Webサーバーを使用したホームページの開設等

(1) ホームページの開設

運用責任者は、その他Webサーバーを使用して新たにホームページを開設し、県警ホームページからリンクして公開しようとするときは、あらかじめホームページ開設協議書（その他Webサーバー）（第2号様式）を関係書類とともに管理責任者に提出し、協議するものとする。

(2) ホームページの公開処理

前記(1)の協議を受けた管理責任者は、各所属が作成したホームページを審査した上で、問題がないと認めるときは、県警ホームページからリンクして当該ホームページについて公開処理を行うものとする。

(3) コンテンツの公開等の報告

運用責任者は、前記(2)により開設したホームページを構成するコンテンツを開設後に公開等したときは、コンテンツ公開等報告書（その他Webサーバー）（第3号様式）により、管理責任者にその内容を報告するものとする。

8 リンクの設定

(1) 外部から県警ホームページへのリンク

外部からの県警ホームページへのリンクは、後記(3)に該当する場合を除き、自由と

する。

なお、各所属において、特定のコンテンツへのリンクを禁止し、又はリンクの方法若しくは表記について条件を付す場合は、その旨をコンテンツ上に明記するものとする。

(2) 県警ホームページから外部へのリンク

県警ホームページを構成するコンテンツから、県の機関以外が開設しているホームページへのリンクは、後記(3)に該当する場合を除き、各所属の責任において行うものとする。

なお、リンクを行う場合は、リンクの許可の要否又はリンクの方法若しくは表記についてリンク先のホームページの管理者の掲げる条件に留意するとともに、必要に応じてリンク先のホームページの概要や掲載情報に係る責任の所在について明記するなど、県警ホームページの閲覧者の誤解を招くことのないよう留意するものとする。

(3) リンクの禁止

県警ホームページに係るリンク先が次に該当する場合は、リンクをしてはならない。

ア 法令に違反している又はそのおそれがあるもの

イ 公序良俗に反している又はそのおそれがあるもの

ウ 県の事務・事業に関係のない個人又は法人の利益を目的としたもの

エ 政治性又は宗教性があるもの

オ 個人の売名を主な目的とするもの

カ 個人的な日記の掲載を主な目的としたブログ

キ 誇大又は虚偽の情報を流布するもの

ク その他管理責任者が県警察の業務運営上リンクを認めることができないと判断したもの

9 外部記録媒体の取扱い

運用責任者は、外部記録媒体を用いた業務の運用を行う場合は、大分県警察情報セキュリティ規程（平成16年大分県警察本部訓令甲第20号）に定めるもののほか、警察情報の管理に関する諸規程の定めを遵守し、外部記録媒体で取り扱う情報及び外部記録媒体の適正な取扱いを行うものとする。

10 留意事項

(1) アクセシビリティへの配慮

県警ホームページについては、高齢者、障がい者等心身の機能に制約のある人でも年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし、必要な情報を取得できるよう配慮するものとする。

(2) 著作権及び個人情報の保護

ア 著作権

(ア) 著作権を県又は県警察が保有しているかどうか不明なものを使用してはならないものとする。

(イ) 各所属は、作成するコンテンツにおいて、文書、写真、画像等の著作物等を利用又は提供する場合は、著作権の有無、所在等に十分留意し、必要に応じ許可を得るなど、適切な措置を講ずるものとする。

(ウ) 県警ホームページは、そのすべてが著作権の対象となるため、著作権法（昭和45

年法律第48号)により認められる場合を除き、無断転載、改変等を禁止するものとする。

なお、各所属は、部外から転載等の許可を求められた場合は、警務部広報課と協議をした上で、その適否を判断することとし、利用目的、方法等を確認するなど、不適切に使用されることのないよう留意するものとする。

イ 個人情報の保護

県警ホームページの活用にあたっては、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等の特定の個人を識別することができる情報を適正に取り扱うとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するものとする。

(3) 不正アクセスに対する措置

運用責任者は、自所属が管理するコンテンツが不正に改ざん、追加又は削除されていることを認知したときは、速やかに管理責任者に通知の上、ホームページの中断等の所要の措置を講じるとともに、正常な内容への復旧作業を行うものとする。

11 その他

この要領に定めるもののほか、県警ホームページの運用に関し必要な事項は、警務部広報課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式

第 号
年 月 日

警務部広報課長 殿

(所 属 長)

コンテンツ公開等申請書（県庁内Webサーバー）

大分県ホームページ管理システムにより作成したコンテンツの公開等について、下記のとおり申請します。

記

申請種別	公開	更新	削除
掲載場所			
コンテンツの名称			
公開期間			
新着情報への掲載	有		無
係・担当者名			
内線番号			
備考			

第2号様式

第 年 月 日
号

警務部広報課長 殿

(所 属 長)

ホームページ開設協議書（その他Webサーバー）

その他Webサーバーを使用してホームページを開設し、県警ホームページからリンクして公開することについて、下記のとおり協議します。

記

ホームページの名称、 目的、概要等	
ホームページの作成方法	
ホームページの容量等	
使用するサーバー	1 所属で独自のサーバーを調達する（ 台） 2 プロバイダ使用（プロバイダ名称 ）
開設の予定	年 月 日 ～ 年 月 日
県警HPのリンク場所	
備 考	

※ システム構成図やホームページサイトマップ、画面イメージ等の資料を添付してください。

警務部広報課長 殿

(所 属 長)

コンテンツ公開等報告書（その他Webサーバー）

その他Webサーバーにより作成したコンテンツの公開等について、下記のとおり報告します。

記

報 告 種 別	公 開 更 新 削 除
ホームページの名称	
コンテンツの名称、 内容	
公 開 期 間	
係 ・ 担 当 者 名	
内 線 番 号	
備 考	